

令和3年7月2日

令和3年第2回神奈川県議会定例会

文教常任委員会報告資料

教育委員会

目 次

I	「かながわグランドデザイン 評価報告書2020」について-----	1
II	新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について-----	3
III	教職員によるわいせつ事案の根絶に向けた取組について-----	40
IV	令和2年度県立学校におけるセクシュアル・ハラスメント に係るアンケート調査結果について-----	45
V	高等学校奨学金制度について-----	51
VI	インクルーシブ教育の推進について（高校段階の取組）-----	55
VII	令和2年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する 調査結果について-----	58
VIII	「かながわ特別支援教育推進指針」（仮称）の検討状況について-----	63

I 「かながわグランドデザイン 評価報告書2020」について

1 趣旨

令和元年7月に策定した「かながわグランドデザイン 第3期実施計画」に係る取組状況について政策評価を行い、政策運営の改善に資するとともに、その評価結果について県民との情報共有を図るため、「かながわグランドデザイン 評価報告書2020」を作成する。

2 経過

- 令和元年11月開催の総合計画審議会で「かながわグランドデザイン 第3期実施計画」の進行管理のあり方について審議し、評価方法等について提言
- 令和2年2月、「評価報告書2019」作成方針の策定
- 令和2年4月、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた対策に全庁で注力するため、評価報告書の作成作業を見直し
- 令和3年3月、「評価報告書2020」作成方針の策定（新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた対策に全庁で注力するため、「評価報告書2019」に準じた内容とした。）
- 県の事業部局の報告を基に取りまとめた内容について、総合計画審議会（令和3年6月書面開催）において、「評価報告書2020」として了承

3 内容

- 「評価の概要」に、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応」を記載するとともに、各プロジェクトの評価の冒頭に、それぞれの「新型コロナウイルス感染症の影響」を記載した。
- 県の重点施策を分野横断的にまとめた23のプロジェクトについて、県の事業部局によりK P Iの進捗状況の確認を行った。

【K P Iの進捗状況】

K P Iの進捗状況	該当K P I数
K P Iの進捗率が100%以上	52
K P Iの進捗率が100%未満	75
令和3年5月末までに未把握	24
合計	151

- ・ 総合計画審議会から、進捗状況等に対する評価やプロジェクトを推進する上での課題等の意見を聴取した。

【主な意見】

〈プロジェクト2「医療」〉

さらなる地域医療の推進のために、医療の質的改善とのつながりを意識した医療資源の配分や配置の最適化が必要となる。

〈プロジェクト7「観光」〉

観光立国をめざすには、コロナ禍のような深刻な打撃もあることを念頭に、受入環境の整備において、感染症対策の施策を検討する必要がある。

〈プロジェクト11「安心」〉

コロナ禍の経済・雇用状況の悪化を背景にして、犯罪増加が懸念されることから、引き続き、地域住民、関係機関・団体、事業者、ボランティア団体等と連携した地道な防犯活動が重要になる。

〈プロジェクト17「雇用」〉

コロナ禍において、サテライトオフィスやテレワークの推進に向けた中小企業の支援とともに、デジタル化に対応できる人材育成のための職業訓練の充実などに注力する必要がある。

〈プロジェクト23「都市基盤」〉

自動車専用道路等などの供用箇所数の増え方が目標値より小さい。行政が関わる事業であるから、進捗管理はしっかり行って、目標を達成できるよう努める必要がある。

4 公表

評価報告書は、令和3年7月上旬から県のホームページで公表するとともに、県政情報センターや地域県政情報コーナーで閲覧できるようにする。

II 新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について

1 経緯

県内で国内初となる感染者が確認された令和2年1月16日以降、県教育委員会では文部科学省の通知等に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応について、県立学校・市町村教育委員会及び県立社会教育施設への周知、徹底を図ってきた。

2 県立学校及び市町村立学校の対応について（令和2年2月から令和3年5月まで）

(1) 臨時休業から学校再開までの主な対応

- ・ 令和2年2月28日に、文部科学事務次官通知「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」を受け、県立学校については、3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業とした。
- ・ 3月30日に、4月6日から2週間程度の臨時休業とした。
- ・ 4月7日に、緊急事態宣言が発令されたことに伴い、県立学校については、5月6日まで臨時休業を延長した。
- ・ 5月4日に、緊急事態宣言が延長され、県立学校については、5月31日まで臨時休業を延長した。
- ・ 5月22日に、緊急事態宣言が解除され、6月1日に学校が再開する場合に備え「教育活動の再開等に関するガイドライン」を取りまとめ「県立学校における教育活動の再開に向けた準備等について」を県立学校に通知した。
- ・ 5月25日に、緊急事態宣言の解除を受け、6月1日から教育活動を再開することとし、再開にあたっては、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など、段階的に行っていくとする「国における緊急事態宣言解除に伴う県立高等学校における教育活動等の再開について」等を県立学校に通知した。

※ 上記については、全市町村教育委員会に通知し、対応を要請した。

(2) 学校再開後の主な対応（令和2年6月から令和3年5月まで）

- ・ 令和2年7月3日に、「県立高等学校及び県立中等教育学校における「通常登校」に向けた部活動の再開ガイドライン」を策定した。
- ・ 7月3日に、令和3年度の神奈川県公立高等学校入学者選抜等にお

ける学力検査については、中学校で学習していないことは出題しないという前提に立ち、その出題範囲について市町村教育委員会へ通知した。

- 7月9日に、県立高校等については、7月13日から予定した「通常登校」への移行は、生徒の通学時の感染リスクを軽減するため、朝の時差通学と組み合わせて実施することとした。
- 7月17日に、「県立高等学校及び県立中等教育学校における学校行事に関するガイドライン」を策定した。
- 8月26日に、県立学校の8月31日以降の教育活動については、「時差通学」の時間帯を拡大して継続し、県立特別支援学校については、「時差通学・短縮授業」を継続することとした。これらの措置は、当面（概ね年内）継続する。
- 11月19日に、「令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜等における、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る新たな対応について」を取りまとめた。
- 11月20日に、県立学校の令和3年1月1日以降の教育活動について、県立高等学校及び県立中等教育学校については、引き続き、朝の「時差通学」の時間帯を拡大して継続し、県立特別支援学校についても「時差通学・短縮授業」を継続することとした。なお、これらの措置は、当面（概ね年度内）継続する。
- 12月11日に、文部科学省から「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」が示され、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂した。
- 令和3年1月7日に、緊急事態宣言が発令され「国における緊急事態宣言に伴う県立高等学校等における教育活動について」等を県立学校に通知した。本県の感染状況、国の対処方針等を踏まえつつ、県の実施方針に沿って対応することを基本とし、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。県立高校、中等教育学校では、朝の時差通学を徹底し、授業については短縮授業とし、特別支援学校では、時差通学及び短縮授業を徹底するなどの対応をすることとした。
- 1月14日に、令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜において、Webサイトによる合格発表などの新たな感染拡大防止の取組を行うこととした。
- 1月27日に、県立学校における今春の卒業式・入学式の実施上の留意事項等を整理し県立学校に通知した。

- ・ 2月2日に、緊急事態宣言が3月7日まで延長され、県立学校では、1月7日付け通知の内容により引き続き対応することとした。
- ・ 3月5日に、緊急事態宣言が3月21日まで再延長され、県立学校では、2月2日付け通知の内容により引き続き対応することとした。
- ・ 3月18日に、緊急事態宣言が3月21日をもって解除されることに伴い、県立学校では、感染防止対策を徹底しながら段階を追って対応していくこととした。県立高校、中等教育学校では、時差通学・短縮授業のうち短縮授業は行わず、当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底し、特別支援学校では、時差通学及び短縮授業を引き続き徹底するなどの対応をすることとした。
- ・ 3月24日に、緊急事態宣言解除後の段階的緩和期間及び4月1日からのリバウンド防止期間中の感染状況を踏まえ、県立学校では、感染防止対策を徹底しながら対応していくこととした。
- ・ 4月16日に、まん延防止等重点措置の実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあること等を踏まえ、児童・生徒の安全安心を確保するため、感染防止対策をより一層徹底しながら対応することとした。
- ・ 4月22日に、県立学校では、日常の学習を継続するため、オンライン授業の試行を実施し、課題の把握と改善の検討等を行い、非常時においても学習を止めないための準備を進めるように通知した。
- ・ 5月8日に、まん延防止等重点措置の期間が5月31日まで延長され、県立学校では、感染防止対策をより一層強化・徹底しながら対応していくこととした。
- ・ 5月28日に、まん延防止等重点措置の期間が6月20日まで再延長され、県立学校では、引き続き緊張感を持ち対応することとした。

※ 上記については、全市町村教育委員会に通知し、対応を依頼した。

3 県立社会教育施設の主な対応について（令和2年3月から令和3年5月まで）

- ・ 令和2年3月2日に、3月4日から3月15日まで臨時休館等とした。（図書館は、サービスの一部（窓口及び郵送（有料）による予約図書等の貸出及び返却、並びに電話、ファクシミリ、インターネットによる検索・調査相談）を継続。）
- ・ 3月11日に、3月末まで臨時休館等を延長した。（図書館は、サービスの一部を継続）

- ・ 3月24日に、期限を定めず当分の間、臨時休館等を延長した。(図書館は、サービスの一部を継続)
- ・ 4月7日に、緊急事態宣言が発令されたことに伴い、4月8日に、8月31日まで臨時休館等とした。(図書館は、サービスの一部を継続)
- ・ 4月10日に、図書館の窓口で行っている予約図書等の貸出及び返却を4月12日から5月6日まで休止した。
- ・ 5月5日に、図書館の窓口で行っている予約図書等の貸出及び返却の休止を5月31日まで延長した。
- ・ 5月25日に、緊急事態宣言が解除されたことに伴い、段階的に再開館することとした。(図書館は、5月27日から予約貸出等の窓口サービスを先行実施。図書館、金沢文庫、近代美術館、歴史博物館は6月9日から再開館。生命の星・地球博物館は7月1日から再開館。)
- ・ 5月26日に、「新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」を各施設に通知し、各施設では、ガイドラインに基づき、具体的な対策マニュアルを作成した。
- ・ 令和3年1月7日に、緊急事態宣言が発令され1月12日から2月7日まで博物館及び美術館については臨時休館、図書館については開館時間を最大19時までとした。
- ・ 2月2日に、緊急事態宣言が3月7日まで延長され、2月7日までとしていた対応を引き続き3月7日まで延長することとした。
- ・ 3月5日に、緊急事態宣言が3月21日まで再延長され、3月7日までとしていた対応を引き続き3月21日まで延長することとした。
- ・ 3月18日に、緊急事態宣言が3月21日をもって解除されることに伴い、解除後の段階的緩和期間中の対応として、博物館・美術館については事前予約された方に限り入館を可能とし、図書館は閉館時間を最長20時までとした。
- ・ 3月24日に、4月1日からのリバウンド防止期間中の対応として、段階的緩和期間中と同様の対応を継続して行うこととした。
- ・ 4月16日に、まん延防止等重点措置期間中の対応として、博物館・美術館については事前予約された方に限り入館を可能とし、図書館は閉館時間を19時までとした。
- ・ 5月8日に、まん延防止等重点措置の期間が5月31日まで延長され、引き続き同様の対応を継続して行うこととした。
- ・ 5月28日に、まん延防止等重点措置の期間が6月20日まで再延長され、引き続き緊張感を持ち同様の対応を継続して行うこととした。

4 令和3年6月以降の対応について

(1) 県立学校及び市町村立学校の対応について

ア 6月18日に、まん延防止等重点措置の期間が7月11日まで再々延長されたことを受け、実施期間中の感染状況、特に従来株から変異株に置き換わったと国により推定されていることを踏まえ、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、感染防止対策を強化・徹底しながら、引き続き緊張感を持ち、以下のとおり対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、引き続き緊張感を持ちながら、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

<高校、中等教育学校>

- 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。

【具体的な対応等】

(ア) 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

(イ) 感染防止対策の徹底について

- 従来株から変異株に置き換わったと国により推定されていることを踏まえ、警戒度を高め、次のとおり基本的な感染防止対策を強化し徹底する。
 - ・ 登下校中も含め、校内でのマスクの適切な着用と、毎日の健康観察を徹底する。共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒、アルコール消毒液による手指消毒等を実施する。常時換気を基本とした換気を徹底し、校内においては可能な限り身体的距離の確保を図る。
 - ・ 食事場面における感染を防ぐため、対面にならないようにすると

ともに、身体的距離を確保し、食事中的会話や飲食物の共有は行わない。また、食事後は速やかにマスクを着用する。

- ・特にグループ等でのカラオケや食事等の感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控える。

(ウ) 学習活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。

(エ) 部活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

(オ) 修学旅行等について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う教育活動については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

(2) 県立社会教育施設の対応について

ア 6月18日に、まん延防止等重点措置の期間が7月11日まで更に延長されたことを受け、引き続き緊張感を持ち、同様の対応を以下のとおり継続して行うこととした。

- 博物館・美術館は、事前予約された方に限り入館を可能とする。
- 図書館は、閉館時間を19時までとして、開館する。

※ 県立図書館横浜西口カウンターの開館時間を13時～19時

- 博物館・美術館、図書館における講座等については、事前予約制により実施する。

5 今後の対応

引き続き国の動向把握に努めるとともに、県内感染者の状況や県対策本部会議の方針を踏まえ対応していく。特に従来株から変異株に置き換わったと国により推定されていること等を踏まえ、県立学校においては、感染防止対策をより一層徹底し、児童・生徒等の安全、安心の確保と、学びの保障を両立させる取組みを継続して実施していく。

また、社会教育施設については、利用者の安全、安心を確保するため、万全な感染防止対策を徹底し運営していく。

参考 1

県内学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況及び臨時休業の状況

県教育委員会把握分（令和3年6月30日現在）

1 県立学校（高等学校・中等教育学校・特別支援学校）

（1）児童、生徒

期 間	校 種	感染者数	校 数
令和2年3月から 令和2年5月まで (学校休業期間中)	高等学校・中等教育学校	1	1
	特別支援学校	0	0
	小 計	1人	1校
令和2年6月から 令和3年6月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	670	131
	特別支援学校	34	15
	小 計	704人	146校
合 計		705人	147校

[参考]	
県立学校児童・生徒数	県立学校数
128,424人	169校

（2）教職員

期 間	校 種	感染者数	校 数
令和2年3月から 令和2年5月まで (学校休業期間中)	高等学校・中等教育学校	1	1
	特別支援学校	1	1
	小 計	2人	2校
令和2年6月から 令和3年6月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	88	52
	特別支援学校	21	13
	小 計	109人	65校
合 計		111人	67校

[参考]	
県立学校教員数 (本務者)	県立学校数
11,401人	169校

（3）臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校 種	校 数
令和2年6月から 令和3年6月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	47
	特別支援学校	10
合 計		57校

※県立学校児童・生徒数及び県立学校教員数(本務者)は、令和2年5月1日現在「令和2年度学校基本統計（学校基本調査報告書）」より

(4) 月別感染者数
 <児童、生徒>

年月	校種	感染者数		<教職員>	
		感染者数	合計	感染者数	合計
令和2年 3月	高等学校・中等教育学校	0	0	0	0
	特別支援学校	0		0	
令和2年 4月	高等学校・中等教育学校	0	0	1	1
	特別支援学校	0		0	
令和2年 5月	高等学校・中等教育学校	1	1	0	1
	特別支援学校	0		1	
小計	高等学校・中等教育学校	1人	1人	1人	2人
	特別支援学校	0人		1人	
令和2年 6月	高等学校・中等教育学校	0	1	0	0
	特別支援学校	1		0	
令和2年 7月	高等学校・中等教育学校	6	6	0	2
	特別支援学校	0		2	
令和2年 8月	高等学校・中等教育学校	27	29	2	3
	特別支援学校	2		1	
令和2年 9月	高等学校・中等教育学校	13	18	4	4
	特別支援学校	5		0	
令和2年 10月	高等学校・中等教育学校	7	7	0	1
	特別支援学校	0		1	
令和2年 11月	高等学校・中等教育学校	20	25	3	5
	特別支援学校	5		2	
令和2年 12月	高等学校・中等教育学校	77	81	8	10
	特別支援学校	4		2	
令和3年 1月	高等学校・中等教育学校	245	251	21	23
	特別支援学校	6		2	
令和3年 2月	高等学校・中等教育学校	39	40	6	10
	特別支援学校	1		4	
令和3年 3月	高等学校・中等教育学校	30	31	13	14
	特別支援学校	1		1	
小計	高等学校・中等教育学校	464人	489人	57人	72人
	特別支援学校	25人		15人	
令和3年 4月	高等学校・中等教育学校	62	63	15	16
	特別支援学校	1		1	
令和3年 5月	高等学校・中等教育学校	81	85	8	12
	特別支援学校	4		4	
令和3年 6月	高等学校・中等教育学校	63	67	8	9
	特別支援学校	4		1	
小計	高等学校・中等教育学校	206人	215人	31人	37人
	特別支援学校	9人		6人	
合計	高等学校・中等教育学校	671人	705人	89人	111人
	特別支援学校	34人		22人	

(5) 県立学校児童・生徒の感染状況（学校再開後：令和2年6月から令和3年6月まで）

高等学校・中等教育学校

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	72%	家庭内感染	44%
※うち重症者は0人		学校内感染	8%
		家庭・学校以外の活動・交流等	4%
		海外からの帰国	0%
		感染経路不明	43%

特別支援学校

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	50%	家庭内感染	47%
※うち重症者は0人		学校内感染	15%
		家庭・学校以外の活動・交流等	26%
		海外からの帰国	0%
		感染経路不明	12%

(6) 県立学校教職員の感染状況（学校再開後：令和2年6月から令和3年6月まで）

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	85%	家庭内感染	16%
※うち重症者は0人		学校内感染	3%
		家庭・学校以外の活動・交流等	5%
		海外からの帰国	0%
		感染経路不明	76%

2 市町村立学校（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）

（1）児童、生徒

期 間	校 種	感染者数	校 数		
令和2年3月から 令和2年5月まで (学校休業期間中)	高等学校	0	0		
	中学校	5	4		
	小学校	12	11		
	特別支援学校	1	1		
	小 計	18人	16校		
令和2年6月から 令和3年6月まで (学校再開後)	高等学校	108	15		
	中学校	771	297		
	小学校	1,359	558		
	特別支援学校	18	7		
	小 計	2,256人	877校		
	合 計	2,274人	893校	[参考]	
				市町村立学校児童・生徒数	市町村立学校数
				659,165人	1,298校

（2）教職員

期 間	校 種	感染者数	校 数		
令和2年3月から 令和2年5月まで (学校休業期間中)	高等学校	0	0		
	中学校	1	1		
	小学校	2	2		
	特別支援学校	0	0		
	小 計	3人	3校		
令和2年6月から 令和3年6月まで (学校再開後)	高等学校	18	13		
	中学校	73	56		
	小学校	202	153		
	特別支援学校	16	9		
	小 計	309人	231校		
	合 計	312人	234校	[参考]	
				市町村立学校教員数(本務者)	市町村立学校数
				41,347人	1,298校

（3）臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校 種	校 数
令和2年6月から 令和3年6月まで (学校再開後)	高等学校	11
	中学校	64
	小学校	94
	特別支援学校	5
	合 計	174校

※市町村立学校児童・生徒数及び市町村立学校教員数(本務者)は、令和2年5月1日現在「令和2年度学校基本統計(学校基本調査報告書)」より

(4) 月別感染者数
 <児童、生徒>

年月	校種	感染者数	合計	<教職員>	
				感染者数	合計
令和2年 3月	高等学校	0	1	0	0
	中学校	0		0	
	小学校	1		0	
	特別支援学校	0		0	
令和2年 4月	高等学校	0	13	0	3
	中学校	3		1	
	小学校	9		2	
	特別支援学校	1		0	
令和2年 5月	高等学校	0	4	0	0
	中学校	2		0	
	小学校	2		0	
	特別支援学校	0		0	
小計	高等学校	0人	18人	0人	3人
	中学校	5人		1人	
	小学校	12人		2人	
	特別支援学校	1人		0人	
令和2年 6月	高等学校	0	3	0	0
	中学校	1		0	
	小学校	2		0	
	特別支援学校	0		0	
令和2年 7月	高等学校	0	11	0	8
	中学校	2		1	
	小学校	9		5	
	特別支援学校	0		2	
令和2年 8月	高等学校	2	80	0	13
	中学校	17		1	
	小学校	61		11	
	特別支援学校	0		1	
令和2年 9月	高等学校	0	60	1	5
	中学校	20		2	
	小学校	40		2	
	特別支援学校	0		0	
令和2年 10月	高等学校	1	83	0	5
	中学校	28		1	
	小学校	54		4	
	特別支援学校	0		0	
令和2年 11月	高等学校	8	101	4	19
	中学校	39		7	
	小学校	52		8	
	特別支援学校	2		0	
令和2年 12月	高等学校	17	324	2	44
	中学校	150		11	
	小学校	155		28	
	特別支援学校	2		3	
令和3年 1月	高等学校	31	707	5	107
	中学校	251		31	
	小学校	418		65	
	特別支援学校	7		6	
令和3年 2月	高等学校	3	121	0	16
	中学校	36		1	
	小学校	80		15	
	特別支援学校	2		0	
令和3年 3月	高等学校	2	84	0	14
	中学校	22		2	
	小学校	59		12	
	特別支援学校	1		0	
小計	高等学校	64人	1,574人	12人	231人
	中学校	566人		57人	
	小学校	930人		150人	
	特別支援学校	14人		12人	
令和3年 4月	高等学校	7	170	3	25
	中学校	52		4	
	小学校	108		17	
	特別支援学校	3		1	
令和3年 5月	高等学校	21	316	3	41
	中学校	104		11	
	小学校	191		26	
	特別支援学校	0		1	
令和3年 6月	高等学校	16	196	0	12
	中学校	49		1	
	小学校	130		9	
	特別支援学校	1		2	
小計	高等学校	44人	682人	6人	78人
	中学校	205人		16人	
	小学校	429人		52人	
	特別支援学校	4人		4人	
合計	高等学校	108人	2,274人	18人	312人
	中学校	776人		74人	
	小学校	1,371人		204人	
	特別支援学校	19人		16人	

(5) 市町村立学校児童・生徒の感染状況（学校再開後：令和2年6月から令和3年6月まで）

高等学校

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	76%	家庭内感染	25%
※うち重症者は0人		学校内感染	19%
		家庭・学校以外の活動・交流等	3%
		海外からの帰国	0%
		感染経路不明	54%

中学校

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	55%	家庭内感染	64%
※うち重症者は0人		学校内感染	4%
		家庭・学校以外の活動・交流等	8%
		海外からの帰国	0%
		感染経路不明	23%

小学校

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	38%	家庭内感染	80%
※うち重症者は0人		学校内感染	3%
		家庭・学校以外の活動・交流等	6%
		海外からの帰国	0%
		感染経路不明	11%

特別支援学校

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	50%	家庭内感染	33%
※うち重症者は0人		学校内感染	11%
		家庭・学校以外の活動・交流等	33%
		海外からの帰国	0%
		感染経路不明	22%

(6) 市町村立学校教職員の感染状況（学校再開後：令和2年6月から令和3年6月まで）

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	76%	家庭内感染	20%
※うち重症者は3人		学校内感染	3%
		家庭・学校以外の活動・交流等	9%
		海外からの帰国	0%
		感染経路不明	69%

参考 2

県立高等学校・県立中等教育学校の授業開始時刻の状況

＜県立高等学校 137 校（全日制 135 校・昼間定時制 2 校）、県立中等教育学校 2 校＞

（通信制である、横浜修悠館高校を除く。）

授業開始時刻（令和 3 年 6 月 30 日現在）

授業開始時刻	学校数
8:40	3
8:45	1
8:50	16
8:55	4
9:00	35
9:05	14
9:10	28
9:15	9
9:20	25
9:25	2
9:30	2
計	139

※ 通常の授業開始時刻は、概ね 8:50 である。
（一部の県立高等学校を除く。）

県立特別支援学校高等部の登校時刻の状況

＜県立特別支援学校 29 校＞

登校時刻（令和 3 年 6 月 30 日現在）

登校時刻	学校数
8:45	2
8:50	5
8:55	2
9:00	7
9:05	1
9:10	1
9:20	1
9:30	9
9:45	1
計	29

※ 「通常登校」時の登校時刻は、概ね 8:30～9:00 である。

※ 表は、平塚盲学校、平塚ろう学校、横浜南養護学校以外は、公共交通機関を利用することの多い高等部知的障害教育部門の登校時刻である。

※ スクールバスの運行については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認した上で運行している。

新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について
(令和2年2月から令和3年5月まで)

○ 臨時休業から学校再開までの動き (令和2年2月から5月まで)

日付	主な内容等
令和2年 2月28日	文部科学事務次官通知を受け、感染防止を図り、子どもたちの安全、安心を確保するために、県立学校については3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業とし、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。
3月30日	県立学校については、4月6日から2週間程度を臨時休業とした。また、4月2日に、全市町村教育委員会に対して、県立学校の取組を参考として、2週間程度の臨時休業等、感染拡大防止の取組への協力を要請した。
4月7日	新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）に基づく、国の緊急事態宣言が発令されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県立学校については5月6日まで臨時休業を延長し、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。
5月4日	国の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県立学校については5月31日まで臨時休業を延長し、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。
5月22日	<p>国の緊急事態宣言が解除され、県立学校の臨時休業を終了し、6月1日に再開する場合に備え、学校の教育活動の再開に向け、必要となる様々な配慮や工夫、留意すべき事項について、「教育活動の再開等に関するガイドライン」として取りまとめ、「県立学校における教育活動の再開に向けた準備等について」を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会へガイドラインを参考に、所管する各学校における教育活動の再開に向け、必要な検討、準備を進めるよう依頼した。</p> <p>【学校の教育活動の再開に関する基本的な考え方】</p> <p>○ 臨時休業終了後の学校の教育活動については、社会全体が長期にわたり新型コロナウイルスとともに生きていかなければならないという認識の下、次世代を担う子どもたちの健康には、</p>

	<p>より慎重に対応する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の教育活動の再開については、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など段階的に行っていく。 ○ 学校の教育活動の再開後は、引き続き基本的な感染症対策の実施の徹底を図るなど、新型コロナウイルス感染症の感染防止に万全の措置を講じる。 ○ 今後の国の動向や県内の感染状況等により、段階的再開の日程の変更はあり得る。
5月25日	<p>国の緊急事態宣言の解除を受け、知事からの協力要請が解除されることから、県教育委員会としての対応を以下の(ア)から(ウ)のとおりとし、同日に、「国における緊急事態宣言解除に伴う県立高等学校における教育活動等の再開について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会へ休業要請の解除と、今後の学校再開についての適切な対応を依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 県立学校は、6月1日から教育活動を再開する。 (イ) 学校としての必要な受け入れ態勢を整えるため、5月31日まで臨時休業を継続する。 (ウ) 臨時休業終了後の県立学校の再開にあたっては、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など、段階的に行っていく。

○ 学校再開後の動き（令和2年6月から令和3年5月まで）

日付	主な内容等
令和2年 6月24日	<p>県内の新規陽性患者数が減少傾向となっており、6月18日に新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針が改定され、営業時間の短縮や県域を越えた移動の自粛の要請等が解除(ステップ2へ移行)されたこと等を受け、5月22日に示した「ガイドライン(高等学校・中等教育学校)」における県立高校等の段階的な再開の期間等を変更し、「通常登校」の実施時期の前倒しを、以下の(ア)及び(イ)のとおり予定することとし、同日に、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 「分散登校Ⅱ」(6月22日～27日)及び「時差短縮Ⅰ」(6月29日～7月4日)までは、当初の予定の通りとする。 (イ) 「時差短縮Ⅱ」(7月6日～8月29日)の期間中である、7月上旬(6月19日から概ね3週間後)における県内感染状況

日付	主な内容等
	<p>が現状と同程度である場合は、「時差短縮Ⅱ」の期間を1週間に短縮し、7月13日から「通常登校」に移行する。</p> <p>県立特別支援学校については、感染すると重症化するリスクが高い児童・生徒等が在籍していることなどから、教育活動の段階的再開については、より一層慎重に進めていくことが必要であるため、「ガイドライン（特別支援学校）」に記載した予定通りとする。</p> <p>なお、県内の感染状況や国の動向等により、期間等については変更する場合がある。</p>
7月3日	<p>5月22日に示した「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（高等学校・中等教育学校）」及び6月24日付け「県立高校等の「通常登校」の実施時期の前倒しの予定について（通知）」を踏まえ、「県立高等学校及び県立中等教育学校における「通常登校」に向けた部活動の再開ガイドライン」を、以下の(ア)から(エ)のとおり策定し、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。</p> <p>(ア) 現時点で予定どおり7月13日から「通常登校」に移行した場合は、感染症対策を講じながら公式大会やコンクール等への参加を含め通常通り部活動を実施する。</p> <p>(イ) 各種目の中央競技団体等が作成したガイドライン等にも示された練習内容や競技実施上の留意点等も踏まえ、各学校の実情に応じ、日頃の校内練習や大会参加に当たっての必要な感染防止対策を講じる。</p> <p>(ウ) 生徒の怪我防止には十分留意するとともに、部活動の再開時期が高温多湿の時期となることから、特に熱中症予防に係る対応について、顧問、生徒共に「神奈川県立学校熱中症予防ガイドライン」をもとに、万全な対策を講じる。</p> <p>(エ) 部活動ごとに活動方針及び活動計画を作成することや生徒の健康状態を把握することなどの「事前の確認事項」、健康観察票をもとに、健康状態を確認した上で、参加させることなどの「活動前後の留意事項」、「3密」の回避や、必要に応じて適宜、手洗いやうがい、使用器具等の消毒を行うなど、感染防止対策に万全を期すことなどの「活動時の留意事項」を踏まえ、各学校で部活動を実施する。</p>

日付	主な内容等								
7月3日	<p>市町村立中学校等で長期間にわたり臨時休業等が実施されていたことを踏まえ、令和3年度の神奈川県公立高等学校入学者選抜等における学力検査については、中学校で学習していないことは出題しないという前提に立ち、その出題範囲を以下の(ア)から(オ)のとおりとし、市町村教育委員会等に通知した。</p> <p>(ア) 公立高等学校入学者選抜における学力検査では、社会、数学、理科については、学習指導要領に示された全ての学習内容を中学校第3学年の1月末までに学ぶことは難しいと判断し、次の表の内容（当該各教科の教科書において最後に学習する内容）について、出題範囲から除く。</p> <table border="1" data-bbox="411 779 1417 996"> <thead> <tr> <th>教科</th> <th>出題範囲から除く内容(※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会</td> <td>公民的分野で学習する内容のうち、「私たちと国際社会の諸課題」</td> </tr> <tr> <td>数学</td> <td>中学校第3学年で学習する内容のうち、「資料の活用(標本調査)」</td> </tr> <tr> <td>理科</td> <td>第1分野で学習する内容のうち、「科学技術と人間」 第2分野で学習する内容のうち、「自然と人間」</td> </tr> </tbody> </table> <p>※内容の単元名は「中学校学習指導要領(平成20年3月告示)」の内容に基づく。</p> <p>(イ) 国語、外国語(英語)については、3年間を通じて学習すべき内容を繰り返し学ぶという教科の特性があり、学習指導要領上の特定の学習内容を出題範囲から除くことは難しいと判断しているが、漢字及び英単語を学習する順序が各中学校で使用する教科書により異なるため、公平性を担保する観点から、漢字や英単語を問う問題（読み・書き・意味）において、中学校第3学年で新たに学習する漢字及び英単語は、出題範囲から除く。</p> <p>(ロ) 学力検査の他、各校の特色に応じて実施する特色検査のうち、学力向上進学重点校等で実施している、記述型の自己表現検査についても、学力検査と同様の内容を出題範囲から除く。</p> <p>(エ) 県立中等教育学校入学者決定検査における適正検査では、公立高等学校入学者選抜における学力検査と異なり、各教科で学習した内容を問うのではなく、これからの社会で必要とされる幅広い教養を育成していく上での基礎的な力を測ることから、出題範囲の限定は行わない。</p> <p>(オ) 県立中等教育学校入学者決定検査におけるグループ活動</p>	教科	出題範囲から除く内容(※)	社会	公民的分野で学習する内容のうち、「私たちと国際社会の諸課題」	数学	中学校第3学年で学習する内容のうち、「資料の活用(標本調査)」	理科	第1分野で学習する内容のうち、「科学技術と人間」 第2分野で学習する内容のうち、「自然と人間」
教科	出題範囲から除く内容(※)								
社会	公民的分野で学習する内容のうち、「私たちと国際社会の諸課題」								
数学	中学校第3学年で学習する内容のうち、「資料の活用(標本調査)」								
理科	第1分野で学習する内容のうち、「科学技術と人間」 第2分野で学習する内容のうち、「自然と人間」								

日付	主な内容等
	<p>(与えられた課題について、自分の意見をまとめた後、グループでの話し合いを行い、集団の中での人間関係構築力の基礎的な力と中等教育学校で学ぼうとする意欲や目的意識をみる検査) については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じて適切に実施することが困難であると判断し、実施しない。</p>
7月9日	<p>新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議（以下、「県対策本部会議」という。）における県内の感染状況に関する評価を踏まえ、県立高校等については生徒の安全、安心の確保と、生徒の学びの保障をさらに図ることを両立させるため、7月13日から予定していた「通常登校」への移行については、生徒の通学時の感染リスクを軽減するため、朝の「時差通学」と組み合わせて実施することとし、同日、以下の(ア)から(ケ)の内容について各県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止の取組みを引き続き徹底するよう通知した。</p> <p>(ア) 朝の混雑時間帯を避けるため、始業時刻を概ね30分程度繰り下げる「時差通学」（授業開始時刻を通常の8時50分から概ね9時20分以降とする。）を実施する。</p> <p>(イ) 「時差通学」による授業開始時刻は、学校や生徒の状況により各学校長が判断する。</p> <p>(ウ) 公共交通機関等の状況から、上記により難しい場合は教育委員会と協議する。</p> <p>(エ) 「時差通学」の継続については、原則として概ね3週間後の県内の感染状況等により判断する。ただし、その時点で「時差通学」を継続しない場合であっても、学校長の判断により個別に「時差通学」を継続することは可能とする。</p> <p>(オ) 授業については、原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。</p> <p>(カ) 部活動については、感染症対策を講じながら、「部活動の再開ガイドライン」（7月3日付けで通知）等に基づき実施する。</p> <p>(キ) 学校行事については、感染症対策を講じた上で実施可能とし、今後、実施に当たっての対応等を記載した「ガイドライン」を作成し、各学校に示す予定。</p>

日付	主な内容等
	<p>(ク) 県立特別支援学校については、5月22日付けで示した「ガイドライン（特別支援学校）」に記載した予定通りとする。</p> <p>(ケ) 今後も、県内の感染状況等を踏まえ、「時差短縮」や「分散登校」に戻すことを含め、教育活動の段階や期間等について検討し、変更することがある。</p>
7月17日	<p>県立高校等の「通常登校」の実施に伴い、各学校行事の留意事項等について、「県立高等学校及び県立中等教育学校における学校行事に関するガイドライン」として取りまとめ、同日、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。</p> <p>【学校行事の実施に関する基本的な考え方等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の教育活動に関する指導計画の見直しにあたっては、行事と授業のバランスを取りながら、各学校や生徒の実情を踏まえて学校行事の実施について判断する。 ○ 実施に当たっては、感染防止に万全の措置を講ずる。 ○ 今後の状況の変化に柔軟に対応できるようにする。 ○ 卒業式、入学式については、時期を改めて、留意点等を学校に示す予定。 ○ 特別支援学校については、8月31日からを予定している「通常登校」の実施に合わせ、学校行事ガイドラインを示す予定。
7月29日	<p>県対策本部会議における県内の感染状況の報告を受け、8月1日以降の県立高等学校及び県立中等教育学校の教育活動については、概ね30分程度始業時間を繰り下げる「時差通学」を引き続き実施することとした。その後については、8月下旬に県内の感染状況等を踏まえ判断することとしている。</p>
8月26日	<p>県立学校の8月31日以降の教育活動について、県立高等学校及び県立中等教育学校については、「時差通学」の時間帯を拡大して継続し、また、県立特別支援学校については、より慎重な対応が必要な児童・生徒等が在籍していることを考慮し、「時差通学・短縮授業」を継続することとし、同日、以下の(ア)及び(イ)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止の取組みを引き続き徹底するよう通知した。</p> <p>なお、これらの措置は、当面（概ね年内）継続する。</p> <p>(ア) 県立高等学校及び県立中等教育学校について</p>

日付	主な内容等
	<p>学校長が、地域の公共交通機関の状況を勘案の上、生徒の登校時にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、学校における通常の教育活動が展開できる範囲で、概ね8時30分以降に授業開始時刻を設定すること。</p> <p>(イ) 県立特別支援学校について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 登校時刻については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認し、必要に応じて設定し直すことも可能とする。 ○ 下校時刻については、学校長が、学びの保障（学校行事等に係る授業時間の確保や、高等部における現場実習、進路指導等）や校内の感染症対策に取り組む時間の確保、地域の交通事情、さらには「放課後等デイサービス」への円滑な接続等、各学校の実情を勘案し、概ね午後2時から午後3時30分の間で設定すること。 ○ 併せて、これまで「通常登校」移行前は原則として実施しないとしていた学校行事や、活動を一部制限していた部活動については、別に示す各ガイドラインに則った実施を可能とする。
11月19日	<p>「令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜等における、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る新たな対応について」を取りまとめ、入学者選抜等における、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組に万全を期すとともに、受検者の受検機会の確保を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公立高等学校入学者選抜（共通選抜）における志願手続の郵送対応について ○ 公立高等学校入学者選抜における検査時の対応について ○ 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の対応について ○ 新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者を対象とした「追加の二次募集」について ○ 県立中等教育学校入学者決定検査についてなどの対応をすることとした。
11月20日	<p>県対策本部会議における県内の感染状況の報告を受け、県立学校の令和3年1月1日以降の教育活動について、県立高等学校及び県立中等教育学校については、引き続き、朝の「時差通学」の時間帯を拡大して継続し、また、県立特別支援学校についても、これまでどおり「時差通学・短縮授業」を継続することとし、同</p>

日付	主な内容等
	<p>日、以下の(ア)及び(イ)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止の取組みを引き続き徹底するよう通知した。</p> <p>なお、これらの措置は、当面（概ね年度内）継続する。</p> <p>(ア) 県立高等学校及び県立中等教育学校について</p> <p>学校長が、地域の公共交通機関の状況を改めて勘案の上、生徒の登校時にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、通常の学校における教育活動が展開できる範囲で、概ね8時30分以降に授業開始時刻を設定すること。</p> <p>(イ) 県立特別支援学校について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 登校時刻については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認し、必要に応じて登校時刻を検討・設定することを可能とする。 ○ 下校時刻については、学校長が、学びの保障（学校行事等に係る授業時間の確保や、高等部における現場実習、進路指導等）や校内の感染症対策に取り組む時間の確保、地域の交通事情、さらには「放課後等デイサービス」への円滑な接続等、各学校の実情を勘案し、概ね午後2時から午後3時30分の間で設定すること。
11月27日	<p>県対策本部会議において、県内の新型コロナウイルスの感染レベルが、ステージⅢ（感染急増）目前である危機感を共有するため「ステージⅢ警戒宣言」が知事から発せられた。これを受け、同日、以下の(ア)及び(イ)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染防止策を改めて徹底するよう通知した。</p> <p>(ア) 各学校においては、飛沫が飛び交うことによる感染リスクの低減を図るため、授業や特別活動、部活動における、マスクの着用や適切な身体的距離の確保や換気といった感染防止策を改めて徹底すること。</p> <p>(イ) 5月22日付け「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン」等に示された「基礎疾患があるなど重症化するおそれがある児童・生徒等」、「感染の可能性についての保護者の申し出に合理的な理由があると判断する場合」の出欠席の取扱い</p>

日付	主な内容等
	<p>については、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とするとともに、ICTを活用するなど当該児童・生徒等の学びの保障に取り組むこと。</p>
12月3日	<p>県対策本部会議において、知事メッセージとして、国が感染拡大防止に向けた集中期間としている同月17日までの間、特措法第24条9項に基づき、事業者及び県民への感染拡大防止に向けた要請がなされた。これを受け、同日、以下の(ア)及び(イ)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止に向けた指導の徹底について通知した。</p> <p>各学校においては、引き続き、児童・生徒等に対し、</p> <p>(ア) 基本的な感染防止対策を心がけ、日常生活のあらゆる場面で用心を徹底すること。</p> <p>(イ) 12月3日から17日までの間は、人との接触機会を減らすため、外出は控えめにすること。</p> <p>なお、このことにより、部活動等、学校の教育活動に位置付けられた活動を制限するものではない。</p>
12月11日	<p>文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から12月3日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」により保健管理等に関する新たな考え方が示されたことを踏まえて、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂し、県立学校へ通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応を適切に実施するよう通知した。</p> <p>○ 学校で感染者が発生した場合の臨時休業について</p> <p>今回の文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」では、これまで、感染者が判明した時点で、「濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校の全部又は一部の臨時休業を実施」としていた対応を見直し、「臨時休業を直ちに行うのではなく、設置者において、保健所と相談の</p>

日付	主な内容等
	<p>上、臨時休業の要否を判断すること」とされている。</p> <p>県教育委員会のこれまでの対応は、改訂前の国の対応と同様としており、県内の感染状況を踏まえ、当面の間、この対応を維持する。</p> <p>○ マスク等の着用について</p> <p>学校教育活動においては、児童・生徒等及び教職員は、十分な身体的距離（概ね1～2メートル）が確保できる場合や体育の授業においては、着用の必要はない。ただし、十分な身体的距離（概ね1～2メートル）が確保できない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用すること。</p> <p>○ 教室等の換気の徹底について</p> <p>冬季は、冷気が入り込むため自然換気を実施しづらい時期であるが、空気の乾燥で飛沫が飛びやすくなること、季節性インフルエンザ流行が懸念される時期でもあることから、徹底して換気に取り組むこと。その際に、健康被害が生じないように、児童生徒等に温かい服装を心がけるよう指導し、学校内（授業中含む）の保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。</p> <p>などの対応をすることとした。</p>
12月15日	<p>県対策本部会議において、知事メッセージとして、医療現場の厳しい状況に鑑み、年末年始に必要な医療を受けられなくなることが現実となる危機感を持ち、コロナを自分事として受け止め、行動変容を強く促すため、改めて特措法第24条9項に基づき、事業者及び県民への感染拡大防止に向けた要請がなされた。これを受け、同日、以下のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止に向けた指導の徹底について通知した。</p> <p>○ 各学校においては、引き続き、児童・生徒等に対し、基本的な感染防止対策を、日常生活のあらゆる場面で徹底し、特に、「飛沫に徹底用心」を強く意識することなどについて、改めて緊張感を持って対応するよう指導すること。</p>
12月25日	<p>現時点の感染状況を踏まえ、県立学校の令和3年1月1日以降の教育活動の実施に当たっては、当面、感染が拡大している期間</p>

日付	主な内容等
	<p>については、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続することとし、同日、以下の(ア)から(ウ)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに教育活動の実施に係る留意事項を参考に適切に扱うように通知した。</p> <p>(ア) 現在の感染状況に応じた授業及び部活動の実施にあたっては留意事項に基づき適切に取り扱う。</p> <p>(イ) 出欠席の取扱いと学びの継続について、柔軟に取り扱う。</p> <p>(ウ) 教職員一人ひとりが「教職員の感染防止対策」を踏まえた感染防止対策を徹底する。</p>
<p>令和3年 1月5日</p>	<p>1月4日に開催された県対策本部会議における知事メッセージを踏まえ、緊急事態宣言の発令も見込まれる中、改めて12月25日付け通知で示した感染防止対策を徹底するよう県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、12月25日付け通知で示した感染防止対策を参考に、適切に取り組むよう通知した。</p>
<p>1月7日</p>	<p>特措法に基づく国の緊急事態宣言が発令されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県教育委員会としての対応を以下のとおりとし、同日に「国における緊急事態宣言に伴う県立高等学校等における教育活動について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の基本的な対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。</p> <p>【緊急事態宣言期間中の教育活動に係る基本的な対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本県の感染状況、国の対処方針等を踏まえつつ、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に沿って対応することを基本とし、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。 ○ 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。 ○ 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。 <p><高校、中等教育学校></p>

日付	主な内容等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、学校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。 ○ 今後、感染状況により、必要に応じて分散登校（オンラインを併用するとともに、土曜日を活用し週三日登校を基本）に移行できるように学校長は、カリキュラム等の検討を進める。 ＜特別支援学校＞ ○ 時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で学校長が登下校時刻を設定する。 ○ 学習活動について <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染防止対策を講じても、なお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わないようにする。 ○ 部活動について <ul style="list-style-type: none"> ・ 校内における活動を原則とし（平日の放課後のみ90分程度、週3回を上限）かつ感染リスクの高い活動は中止する。 ・ 大会等への参加については、原則不可とし、全国大会、関東大会については、今後、開催の有無を確認しながら別途、学校長は県教育委員会と協議する。 ○ 修学旅行等について <ul style="list-style-type: none"> ・ 延期または中止する。 ○ 入学者選抜について <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染防止対策を講じて、予定通り実施する。
1月14日	<p>現在の感染状況を踏まえ、令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜における新たな感染拡大防止の取組を以下のとおり行うこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜におけるWebサイトによる合格発表。 ○ 中学3年生及びその保護者に確実な周知を図るため、令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜において前年度から変更する点を取りまとめたリーフレットを作成し、県内国公立中学

日付	主な内容等
	校の3年生全員に配付。
1月27日	<p>時期を改めて留意点等を示す予定としていた県立学校における今春の卒業式・入学式の実施上の留意事項等を以下のとおり整理し、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域における感染状況等に応じて適切に対応するよう通知した。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等については、日々変化していることから、今後の県内の感染状況等を慎重に見極めた上で留意事項を変更する場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 卒業式・入学式は、学校行事の中でも新しい生活への節目となる最も大切な行事であることから、感染症対策に万全を期して実施することとする。その際、学習指導要領の特別活動（学校行事）に示された目標や内容を踏まえること。 ○ 実施に当たっては、次のように対応すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 式場の換気、参列者のマスク着用、アルコール消毒等を徹底すること。 ・ 式場における座席の間隔は可能な限り広くとること。 ・ 式への参列者は、卒業生又は入学生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、卒業生又は入学生の保護者の参列も可とする。また、来賓は招待しないこと。 <p>保護者が参列する場合は、高等学校及び中等教育学校においては、生徒一人につき保護者1名までに限定すること。特別支援学校については、各校の実情に応じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 式の内容の精選などの工夫により、時間短縮を行うこと。 ・ 国歌斉唱、校歌斉唱等については、式次第に位置付けること。ただし、飛沫の飛散防止の観点から、歌唱は控えること。（国歌、校歌、その他の歌は同じ扱いとすること。）
2月2日	<p>国の緊急事態宣言が3月7日まで延長されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県教育委員会として令和3年1月7日付け通知の内容により引き続き対応することとし、また、卒業式の実施に当たっては、令和3年1月27日付け通知の内容により対応するよう、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の基本的な対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。</p>

日付	主な内容等
3月5日	<p>国の緊急事態宣言が3月21日まで再延長されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県教育委員会として令和3年2月2日付け通知の内容により引き続き対応することとし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の基本的な対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。</p>
3月18日	<p>国の緊急事態宣言が3月21日をもって解除されることに伴い、県立学校では、段階的緩和期間中の感染状況を踏まえ、感染防止対策を徹底しながら段階を追って以下の通り対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。</p> <p>＜高校、中等教育学校＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急事態宣言中の時差通学・短縮授業のうち短縮授業は行わず、当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。 ○ 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。 <p>＜特別支援学校＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急事態宣言中の時差通学及び短縮授業を、当面の間引き続き徹底する。 <p>【県立学校における児童・生徒への対応】</p> <p>(ア) 基本的な対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。 ○ 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。 <p>(イ) 学習活動について</p>

日付	主な内容等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 段階的緩和期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。 (ウ) 入学式について（令和3年1月27日付け通知のとおり） <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を講じて実施する。 ○ 実施にあたっては、次のように対応する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 式場における座席の間隔は可能な限り広くとる。（左右は60cm程度、前後は1m程度の間隔を確保） ・ 式への参列者は、新入生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、新入生の保護者の参列も可とする。（高等学校及び中等教育学校は、生徒一人につき保護者1名まで。特別支援学校は各校の実情に応じる。） (エ) 部活動について <ul style="list-style-type: none"> ○ 段階的緩和期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。 ○ 段階的緩和期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。 ○ その後は、段階的緩和期間中の感染状況を踏まえ、感染症対策を講じながら「部活動再開のガイドライン」に基づき実施する。 (オ) 修学旅行等について <ul style="list-style-type: none"> ○ 修学旅行等の実施については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極め、延期も含め慎重に判断する。 (カ) 入学者選抜について <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を徹底し、引き続き予定通り実施する。
3月24日	<p>緊急事態宣言解除後の段階的緩和期間及び4月1日からのリバウンド防止期間中の感染状況を踏まえ、感染防止対策を徹底しながら、以下の通り対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域</p>

日付	主な内容等
	<p>における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。</p> <p><高校、中等教育学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。 ○ 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。 <p><特別支援学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。 <p>【県立学校における児童・生徒への対応】</p> <p>(ア) 基本的な対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。 ○ 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。 <p>(イ) 学習活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。 <p>(ウ) 入学式について（令和3年1月27日付け通知のとおり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を講じて実施する。 ○ 実施にあたっては、次のように対応する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 式場における座席の間隔は可能な限り広くとる。（左右は60cm程度、前後は1m程度の間隔を確保） ・ 式への参列者は、新入生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、新入生の保護者の参列も可とする。（高等学校及び中等教育学校は、生徒一人につき保護者1名まで。特別支援学校は各校の実情に応じる。） <p>(エ) 部活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染

日付	主な内容等
	<p>リスクの高い活動は可能な限り避ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。 ○ その後は、段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中の感染状況を踏まえ、感染症対策を講じながら「部活動再開のガイドライン」に基づき実施する。 <p>(オ) 修学旅行等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中は、修学旅行等の実施については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極め、延期も含め慎重に判断する。 <p>(カ) 入学者選抜について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を徹底し、引き続き予定通り実施する。
4月16日	<p>まん延防止等重点措置の実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあること等を踏まえ、児童・生徒の安全安心を確保するため、感染防止対策をより一層徹底しながら、以下の通り対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。</p> <p><高校、中等教育学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。 ○ 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。 <p><特別支援学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。

日付	主な内容等
	<p>【県立学校における児童・生徒への対応】</p> <p>(ア) 基本的な対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。 ○ 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。 <p>(イ) 学習活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。 <p>(ウ) 部活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。 ○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。 <p>(エ) 修学旅行等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。 ○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。
4月22日	<p>日常の学習を継続するため、オンライン授業の試行を実施し、課題の把握と改善の検討等を行い、非常時においても学習を止めないための準備を進めるよう、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。</p>
4月23日	<p>まん延防止等重点措置の実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあることを踏まえ、各学校において、基本的</p>

日付	主な内容等
	<p>な感染防止対策に係る取組状況を改めて確認し、必要な物品等がある場合は速やかに購入する、指導を強化し徹底するなど、感染防止対策の取組のより一層の徹底を図るよう、県立学校に通知した。</p>
5月7日	<p>文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から4月28日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」により保健管理等に関する新たな考え方が示されたことを踏まえて、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂し、県立学校へ通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応を適切に実施するよう通知した。</p>
5月8日	<p>まん延防止等重点措置の期間が5月31日まで延長されたことを受け、実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあることを踏まえ、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、感染防止対策をより一層強化・徹底しながら、以下の通り対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。</p> <p><高校、中等教育学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。 ○ 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。 <p><特別支援学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。 <p>【具体的な対応等】</p> <p>(ア) 基本的な対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所

日付	主な内容等
	<p>による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。 <p>(イ) 感染防止対策の徹底について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内において、感染力が強いといわれている変異株の割合が上昇していることを踏まえ、警戒度を高め、次のとおり基本的な感染防止対策を強化し徹底する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 登下校中も含め、校内でのマスクの適切な着用と、毎日の健康観察を徹底する。共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液(素材により使い分け)による消毒、アルコール消毒液による手指消毒等を実施する。常時換気を基本とした換気を実施し、校内においては可能な限り身体的距離の確保を図る。 ・ 食事場面における感染を防ぐため、対面にならないようにするとともに、身体的距離を確保し、食事中の会話や飲食物の共有は行わない。また、食事後は速やかにマスクを着用する。 ・ 特にグループ等でのカラオケや食事等の感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控える。 <p>(ウ) 学習活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。 <p>(エ) 部活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。 ○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

日付	主な内容等
	(オ) 修学旅行等について <ul style="list-style-type: none"> ○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。 ○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。
5月28日	まん延防止等重点措置の期間が6月20日まで再延長されたことに伴い、令和3年5月8日付け通知の内容により引き続き緊張感を持ち、対応することとし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、引き続き緊張感を持ちながら、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

○ 県立社会教育施設の対応について（令和2年3月から令和3年5月まで）

日付	主な内容等
令和2年 3月2日	新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ観点から、3月4日から3月15日まで臨時休館等とした。（図書館は、サービスの一部（窓口及び郵送（有料）による予約図書等の貸出及び返却、並びに電話、ファクシミリ、インターネットによる検索・調査相談）を継続、金沢文庫は、改修工事のため休館）
3月11日	引き続き感染拡大を防ぐ観点から、3月末まで臨時休館等を延長した。（図書館は、サービスの一部を継続）
3月24日	引き続き感染拡大を防ぐ観点から、期限を定めず当分の間、臨時休館等を延長した。（図書館は、サービスの一部を継続）
4月7日	特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針（以下、「県実施方針」という。）が出されたことから、4月8日に、8月31日まで臨時休館等とした。（図書館は、サービスの一部を継続）
4月10日	県実施方針が改定され、施設の使用停止及び催物の開催の停止要請が出されたことから、4月12日に、図書館において臨時休館中も実施してきたサービスのうち、窓口で行っている予約図書等の貸出及び返却を5月6日まで休止とした。
5月5日	県実施方針が改定されたことから、図書館の窓口で行う予約図書等の貸出及び返却の休止を5月31日まで延長した。

日付	主な内容等
5月25日	<p>国の緊急事態宣言解除を受け、新型コロナウイルス感染症に対する万全な拡大予防対策を講じた上で、以下の(ア)から(ウ)のとおり段階的に再開館することとした。</p> <p>(ア) 県立図書館及び川崎図書館については、予約貸出及び返却のための窓口サービスを5月27日から先行実施し、6月9日から再開館する。</p> <p>(イ) 歴史博物館、金沢文庫、近代美術館については、6月9日から再開館する。</p> <p>(ウ) 生命の星・地球博物館については、施設内の燻蒸作業完了の後、7月1日から再開館する。</p>
5月26日	<p>県立の図書館や博物館で実施する感染拡大予防対策の共通事項をまとめた「新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」を各施設に通知した。これを受け、各施設では、ガイドラインに基づき具体的な対策マニュアルを作成した。</p>
令和3年 1月7日	<p>県実施方針が出されたことから、1月12日から2月7日まで博物館及び美術館については臨時休館することとした。図書館については、生徒・学生等に対する居場所の確保と学びの保障の観点から、感染防止対策に万全を期して引き続き開館し、開館時間を最大19時までとした。また、イベントや講座等についても、募集も含め延期または中止とする。</p>
2月2日	<p>国の緊急事態宣言が3月7日まで延長されたことに伴い、県実施方針が改定されたことから2月7日までとしていた県立社会教育施設の対応を、引き続き3月7日まで延長することとした。</p>
3月5日	<p>国の緊急事態宣言が3月21日まで再延長されたことに伴い、県実施方針が改定されたことから3月7日までとしていた県立社会教育施設の対応を、引き続き3月21日まで延長することとした。</p>
3月18日	<p>国の緊急事態宣言が3月21日をもって解除されることになったことから、以下のとおり対応することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 博物館・美術館については、段階的緩和期間中は、事前予約された方に限り入館を可能とする。 ○ 図書館は、閉館時間を最長20時までとして、引き続き開館する。 <p>県立図書館の閉館時間は変更なし（19時）</p>

日付	主な内容等
	<p>川崎図書館の閉館時間を 19 時⇒19 時 30 分 県立図書館横浜西口カウンターの開館時間を 13 時～ 13 時～19 時⇒14 時～20 時</p> <p>○ 博物館・美術館、図書館における講座等については、事前予約制により実施する。</p>
3 月 24 日	<p>4 月 1 日からのリバウンド防止期間中は、段階的緩和期間中と同様の対応を継続して行うこととした。</p>
4 月 16 日	<p>まん延防止等重点措置の実施期間中の対応として、以下のとおり対応することとした。</p> <p>○ 博物館・美術館は、事前予約された方に限り入館を可能とする。</p> <p>○ 図書館は、閉館時間を 19 時までとして、開館する。 ※ 県立図書館横浜西口カウンターの開館時間を 14 時～20 時⇒13 時～19 時</p> <p>○ 博物館・美術館、図書館における講座等については、事前予約制により実施する。</p>
5 月 8 日	<p>まん延防止等重点措置の期間が 5 月 31 日まで延長されたことを受け、引き続き同様の対応を継続して行うこととした。</p>
5 月 28 日	<p>まん延防止等重点措置の期間が 6 月 20 日まで再延長されたことを受け、引き続き緊張感を持ち、同様の対応を継続して行うこととした。</p>

Ⅲ 教職員によるわいせつ事案の根絶に向けた取組について

1 令和3年度取組方針

県教育委員会における懲戒処分の件数は、平成18年度の27件（うち県立学校12件）から、令和2年度には9件（うち県立学校5件）に減少した。引き続き、不祥事ゼロを目指して、これまでの取組に改善等を加え、着実に推進していく。

しかしながら、わいせつ事案による処分件数は、毎年度5～8件発生しており、減少には至っていない。特に、昨年度は、管理職による電車内での中学生に対するわいせつな行為や、校内での盗撮など、悪質な事案が相次いで発生した。

そのため、これまでの取組の評価、改善、及び更に踏み込んだ新たな方策について、教育長に提言するため、わいせつ事案防止対策有識者会議を設置し、検討を重ねた結果、令和3年4月に「教職員によるわいせつ事案の根絶に向けた提言」が取りまとめられた。

令和3年度は、わいせつ事案の根絶を最重要の課題とし、この提言を踏まえ、具体的取組を実施する。

2 取組の経過等

年 月 日	内 容
令和3年 1月28日	わいせつ事案防止対策有識者会議設置
2月2日、12日、 3月29日	わいせつ事案防止対策有識者会議開催（全3回）
4月20日	わいせつ事案防止対策有識者会議の提言 ・座長から教育長に対し提言書を手交
4月26日	教育委員会不祥事防止会議 ・提言を踏まえ、令和3年度の不祥事防止の取組を決定
4月28日	県・市町村教育委員会教育長会議 ・わいせつ事案の根絶の取組を推進するための申合せ

○ 神奈川県議会決議

決議日付	決 議 名
3月25日	県内公立学校のたび重なる不祥事に対する猛省及び徹底した再発防止策を求める決議

○ 教育委員会決議

決議日付	決議名
3月24日	教職員の綱紀粛正に関する教育委員会決議

3 提言を踏まえた取組の概要

(1) 教職員に求められる高い倫理感の保持・向上

ア 教職員の倫理に関する指針等の策定

【概要】

教育の専門家としての自覚、意識を高め、教職員としてのアイデンティティを確立するため、教職員の倫理に関する指針等を策定する。

【実施時期】

7月中に指針策定、以降、指針等を活用した研修等を各学校で実施する。

イ 教職員に対する研修等の充実

① 映像資料の作成・活用

【概要】

児童・生徒に対応する際の適切な教育相談、指導のあり方について、具体的な場面を想定して映像化する。

【実施時期】

年内に映像資料を利用した研修を実施する。

② 性被害の影響について理解を深める研修等の実施

【概要】

児童・生徒が受けた性被害による深刻な影響等について、専門家やNPO等の関係団体と連携し、教職員の理解を深める研修等を実施する。

【実施時期】

6月、専門家による担当者向けの研修を実施した。資料作成の上、全教職員に対する研修を実施する。

(2) わいせつ事案防止のための校内の環境の整備

ア 教育相談、指導における留意事項の周知徹底

【概要】

児童・生徒との教育相談、指導において、複数対応を徹底する。また、スクールカウンセラー等の専門家との早期の連携や、他の教職員との情報共有等の留意事項を示し、教育相談、指導における組織的な対応を徹底するため、留意事項を整理し、資料を作成する。

【実施時期】

8月以降、各学校で研修を実施する。

イ 学校内で不祥事を未然防止・早期発見するための体制づくり

【概要】

各学校において、不祥事防止等に関する教職員等からの提案や意見を受け付けるなど、より効果的な不祥事防止の取組を進めるため、各学校に既設置の「事故防止会議」の体制を強化する。

【実施時期】

10月までに、県立学校長会議等との調整の上、各学校の体制を強化する。

(3) 教職員を組織的にサポートする体制づくり

ア 同僚性の醸成に向けた組織的な支援・相談体制の充実

【概要】

初任者等が業務上の課題やストレス等を抱え込まないよう、初任者指導員や管理職が連携し、組織的な支援・相談体制の充実を図るため、各学校の取組事例を取りまとめ、参考となる取組について、情報提供を行う。

【実施時期】

各学校から情報収集を行い、各学校に随時提供する。

- (4) 再発（未然）防止を目的とした専門家との積極的な連携
ア 臨床心理士等による個別事案の分析等

【概要】

わいせつ事案のうち、発生原因が不明な事案や詳細な心理分析を要する事案について、行為者に対し臨床心理士等による面談（ヒアリング）を実施し、不祥事に至る背景、経緯等を聴取し、専門的な見地から原因分析や再発防止対策等について報告を受け、再発防止の取組に反映する。

【実施時期】

随時実施

- イ 「自分を見つめるチェックシート」の作成・活用

【概要】

専門家の意見等を踏まえて、教職員の心理状況を客観的に分析できるような質問事項を盛り込んだチェックシートを作成し、教職員に配付し自己の内面の振り返りに活用する。

【実施時期】

チェックシートを作成し、年内に教職員に配付し活用する。

4 改善等を行うこれまでの取組（主なもの）

- (1) 校長等による個別面談等の拡充

教職員の状況を把握する機会を増やすため、すべての教職員に対する校長等の個別面談、指導回数を年3回以上に拡充する。

- (2) セクハラアンケートの拡充

セクハラの実態を把握し、事実確認及び被害への対応を行うために生徒を対象として実施していたアンケートを、年1回から年2回に拡充する。

（第1回：7月、2回目：12月以降）

5 教育機関職員の逮捕事案を受けた取組

6月23日に、県立総合教育センター指導主事が、児童買春容疑で逮捕されたことを受け、緊急に次の取組を実施した。

年 月 日	内 容
6月23日	<ul style="list-style-type: none">・法令及び服務規律の遵守についての指導徹底について通知（各所属長、各県立学校長及び各市町村教育委員会教育長あて）・指導主事の使命、役割に係る指導の徹底について通知（指導主事が配置されている各所属長あて）
6月23日及び24日	<ul style="list-style-type: none">・指導主事に対する所属長等からの直接の指導
6月30日	<ul style="list-style-type: none">・臨時不祥事防止会議の開催・教育長から所属長あてメッセージ発信

IV 令和2年度県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに係るアンケート調査結果について

1 調査の概要

(1) 調査目的

ア 県立学校生徒のセクハラに対する理解を深めるとともに、県立学校におけるセクハラの実態を把握し、被害に対応する。

イ 教職員及び生徒の注意を喚起し、セクハラ意識の向上を図るとともに、学校におけるセクハラ行為の防止を図る。

(2) 調査対象

県立高等学校(全課程)138校、県立中等教育学校(後期課程)2校、県立特別支援学校(高等部)29校の全ての生徒及び教職員(外部指導者を含む)

(生徒:約125,200人、教職員:約15,900人)

(3) 調査内容

ア 生徒への調査

自身又は他の生徒が受けたセクハラ

イ 教職員への調査

自身又は他の教職員による生徒に対するセクハラ

(4) 調査方法

ア 生徒への調査

全生徒に対し、学校を通じて、アンケート回答用のURL及び二次元コード記載の「調査のお願い」を配付。生徒は、自宅等でインターネットを通じ回答するか、学校で配布する回答用紙に記入し、県教育委員会に郵送する。

イ 教職員への調査

調査用紙に記名のうえ、自身及び他の教職員のセクハラ発言について有無を回答し、有の場合は具体的内容を記載して校長又は校長が指定した者に提出する。

(5) 調査対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで（教職員については令和3年1月調査時点まで）

2 調査の結果

(1) 生徒への調査

ア 回答状況

被害を受けたという回答数 32件
(内訳：男子8件 女子21件 不明3件)

イ 被害状況（複数回答）

被害を受けたと回答した32人のうち、「自分自身が被害を受けた」との回答は25人、「他の生徒が被害を受けた」との回答は9人であった。

回答内容（複数回答）	人数
自分自身が被害を受けた	25人
他の生徒が被害を受けた	9人

* 上記のどちらにも記載がない回答は、「自分自身が被害を受けた」に含めている。

* 上記のうち両方に回答したのは2人

ウ 自分自身が被害を受けたという回答のセクハラ
の行為者（複数回答）

セクハラ の行為者（複数回答）	件数
先生	13件
生徒	8件
部活動の指導者（顧問の先生以外）	1件
その他	3件
計	25件

エ 自分自身が被害を受けたという回答の被害内容
(複数回答)

被害の内容(複数回答)	件数
性的なからかいや冗談などを言われた	10件
必要もないのに体に触られた	8件
「女(男)にはまかせられない」「男(女)らしくない」など性別により決めつけられた	6件
携帯電話などで性的なメッセージや画像を送られた	0件
性的な関係を求められた	0件
その他	10件
不明	1件
計	延べ35件

オ 自分自身が被害を受けてどうしたかという回答
(複数回答)

回答内容(複数回答)	件数
何もしなかった	20件
友だち、家族など身近な人に相談した	4件
態度や言葉などで不快と感じたことを相手に伝えた	3件
学校の先生や相談窓口などに相談した	1件
その他	0件
計	延べ28件

カ 学校が特定される回答

「被害を受けた」という回答32件については、アンケートの回答内容を、県教育委員会から当該校の校長に連絡した。

事実確認が必要な回答については、校長が調査をし、校内の行為者が判明した場合は直接指導し、判明しなかった場合でも教職員や生徒に対する注意喚起等の措置を講じた。

(2) 教職員への調査

ア 報告状況

セクハラと言動についての報告事案数 1校 2件
(校種内訳：高等学校1校)

イ 事案状況

報告事案のうち、「他教職員からの目撃情報等」によるものが2件、「本人の申告」によるものが0件であった。

報告内容（複数回答）	件数
他教職員からの目撃情報等	2件
本人の申告	0件

ウ セクハラと言動の内容

セクハラと言動の内容	件数
性的なからかいや冗談などを言った	2件
計	2件

エ 学校の対応

報告を受けた2件すべてについて、校長が調査をし、教職員に対する注意、指導などの措置を講じた。

3 結果の総括

(1) 生徒への調査

ア 被害の回答

- ・ 被害を受けたという回答は、昨年度の39件に対し、32件と減少した。
- ・ 教職員から被害を受けたとする回答の内容は、「性的なからかいや冗談などを言われた」が最も多かった。

イ 被害への対応

- ・ 被害を受けた生徒の対応については、「友だち、家族など身近な人に相談した」等、何らかの対応をとったとの回答が合計で8件だったのに対して、「何もしなかった」との回答が20件だった。

(2) 教職員への調査

今回の2件（1校）はいずれも「性的なからかいや冗談などを言った」ものであった。

(3) 調査全体を通して

- ・ 今回から、回答の利便性を高めるために、生徒への調査について、インターネットを通じて回答できるようにした。全回答に占める利用率は約 96%であった。
- ・ 教職員にセクハラのとつもりはなくても、生徒がセクハラと受けとめる場合があることから、引き続き、アンケート調査の結果を踏まえて、生徒がどのような言動をセクハラととらえているのかを具体的に示し、注意を促す必要がある。
- ・ 授業中に注意を促すための身体接触、技術指導などのための身体接触などについてもセクハラと受け止める場合があることから、引き続き、不用意な身体接触はしないとともに、指導を要する場合は言葉で丁寧な説明をするなど、引き続き対応について注意を促す必要がある。
- ・ 教職員の男子生徒に対する決めつけや性的マイノリティに対する発言についてセクハラと受けとめるなど、セクハラに対する理解が進んだことが伺える回答もあった。今後も性的マイノリティにかかる啓発活動を含め、生徒・教職員双方に対して人権教育を進めていく。

4 今後の対応

(1) 生徒向け

セクハラ防止の啓発と校内人権相談窓口等の周知を進める。

- ・ 4月に啓発資料を全県立学校生徒に配付した。
- ・ 6月にセクハラ相談窓口を含む相談窓口一覧ポスターを各校に配付し、各校において校内人権相談窓口の周知を要請した。
- ・ 6月にセクハラ防止啓発ポスター及び相談窓口携帯カードを各校に配付した。
- ・ 「おいせつ事案防止対策有識者会議」からの提言を踏まえて策定した、おいせつ事案の根絶に向けた取組方針に基づき、セクハラ調査を今年度から年2回実施する。

(1回目：7月、2回目：12月以降)

(2) 教職員向け

啓発資料を提供し、研修での活用を進める。

- ・ 今回のアンケート結果を掲載した教職員向け啓発資料を作成し、各県立学校へ提供し研修会等での活用を要請する。

※ 調査結果の詳細(教職員の調査結果を除く)は、参考資料のとおり。

V 高等学校奨学金制度について

- 奨学給付金や授業料補助の充実、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響など高等学校奨学金を取り巻く環境が大きく変化している。
- こうしたことから、奨学金を利用している生徒の保護者及び利用希望者へのアンケートを行い、1,200名を超える方からの回答結果をもとに、現行の制度について、利用しやすく、また有効なものとなっているか、という点から検証した。
※ アンケート結果は参考資料のとおり。

1 検証項目

(1) 所得要件

- 所得要件について、どのようなニーズがあるか。
⇒アンケートを実施

(2) 貸付月額

- 現行の貸付月額の設定で過不足がないか。
⇒アンケートを実施

(3) 加算制度

- 就学支援のための奨学金として、加算制度は有効に機能しているか。
⇒アンケートを実施

(4) 返還猶予制度

- 経済的な事由による返還猶予について、要件に妥当性はあるか。

(5) 連帯保証人制度

- 連帯保証人2名を必要としていることに妥当性があるか。

(6) 成年年齢の引き下げに伴う影響

- 成年年齢の18歳への引き下げに伴い、整理が必要となる項目はどのようなものがあるか。

2 主な検証結果

(1) 所得要件

<現行制度>

保護者の都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計が40万9,600円未満（年収約800万円未満）

- 毎年10名程度の高校生が保護者の所得超過を理由として不採用となっている。
- アンケートの結果、約4分の1の方から要件緩和を希望する声があった。

(2) 貸付月額

<現行制度>

貸付月額

1年生	国公立1・2万円	私立1～4万円
2年生以上	国公立1万円	私立1～3万円

- 国の「子供の学習費調査」によると、年間の保護者の教育費負担は、公立高校約46万円、私立高校約97万円となっている。
- 本奨学金の年額ベースは、国公立24万円、私立48万円であり、依然として保護者の負担は大きい。
- アンケートの結果、約3分の1の方から貸付月額の増額を希望する声があった。

(3) 加算制度

<現行制度>

加算額 月額1万円（2年生以上）

- 加算要件
- ①前年度の学業の成績が一定水準以上である者
 - ②学習活動、特別活動等での取組が優良な者又は出席状況が優良な者
 - ③国家資格等の取得を目標としている者

- 本奨学金の加算制度は、意欲があれば、加算申請ができる内容となっている。
- このような加算制度の内容が高校生に十分周知が行き届いていない可能性がある。

(4) 返還猶予制度

<現行制度>

①～⑩のいずれかの区分に該当する場合、申請に基づき返還を猶予

(申請区分)

①進学、②留学・留年等により正規の修学年数を超えて在学中、③進学準備中、④就職活動中、⑤免除職として勤務中、⑥介護福祉士試験受験資格取得のため、⑦療養中、⑧災害等を受けたため、⑨生活保護受給中、⑩就労していて経済的な事由により返還が困難（奨学生本人が年収 300 万円以下かつ世帯の年収合計が 500 万円以下）

- 申請区分のうち、⑩の経済的な事由による返還猶予は、奨学生本人の年収及び世帯の年収が要件となっている。
- 申請区分①～⑨は、本人の生活状況に限定した要件となっているが、申請区分⑩は、本人の生活状況に加え、世帯の経済状況を要件としているため、他の申請区分と性質が異なる。

(5) 連帯保証人制度

<現行制度>

連帯保証人として、独立した生計を営む者 2 名（うち 1 名は保護者※）が必要

※ 奨学生が未成年の場合

- 奨学生本人と連絡がつかない場合に、生計を別にしてい
る連帯保証人から本人に連絡することにより、滞納状況の
解消に繋がるケースが多い。
- 他県が実施した調査では、連帯保証人が 1 名である県は
2 名である県と比較して、返還率が平均 5.4 ポイント程度
低い、という結果が出ている。
- 一方で連帯保証人を 2 名立てることが難しいケースも存
在している。

(6) 成年年齢の引き下げに伴う影響

< 現行 >

20 歳未満の生徒が奨学金の申込をする場合、保護者の同意が必要（申込時、ほとんどの生徒が未成年）

- 改正民法の施行に伴い、令和 4 年 4 月 1 日から成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられるため、保護者の同意なく、奨学金の申込ができるようになる。
- 保護者の同意確認が不要となるため、取扱要領で規定する「願書」の保護者氏名欄の記入が不要となる。

3 今後の方向性

- 学資の援助を必要とする高校生が、広く利用できる奨学金制度となるよう、検証結果も踏まえて、所得要件の緩和などについて検討を進めるとともに、成年の年齢引き下げへの対応を図る必要がある。
- 令和 3 年 9 月を目途に制度の方向をとりまとめる。

VI インクルーシブ教育の推進について（高校段階の取組）

1 神奈川県におけるインクルーシブ教育の推進

- ・ 「インクルーシブ教育」は、国連が示した世界共通の教育目標である「万人のための教育」の実現に向けて提唱された目標であり、すべての子どもを対象に質の高い教育を保障し、共に学ぶ環境を用意する取組である。
- ・ 神奈川県では、これまでも、すべての子どもたちを対象に、一人ひとりの「教育的ニーズ」に適切に対応していくことを「学校教育」の根幹に据える「支援教育」を推進してきたが、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズへの気づきが高まった一方で、共に学ぶ取組が不十分であることが課題となっていた。
- ・ そこで改めて、支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向けて、すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び共に育つための環境づくりをめざして、小・中学校から高校までの連続性のある取組となるよう、インクルーシブ教育を推進している。

2 高等学校段階の取組

(1) インクルーシブ教育実践推進校の指定

知的障がいのある生徒が高校教育を受ける機会を拡大するとともに、すべての生徒が、共に学ぶことを通じて相互理解を深め、多様性を受容する力・社会性・思いやりの心を育むため、平成28年4月、県立高校改革実施計画（Ⅰ期）においてパイロット校3校を、平成30年10月策定の同実施計画（Ⅱ期）において新たに11校を実践推校に指定し、計14校で実践を進めている。

インクルーシブ教育実践推進校（14校）

*パイロット校

高等学校	通学地域
川崎北高等学校	川崎市
城郷高等学校	川崎市 横浜市
霧が丘高等学校	
上矢部高等学校	横浜市
津久井浜高等学校	横須賀市 鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 逗子市 三浦市 葉山町 寒川町
湘南台高等学校	
茅ヶ崎高等学校 *	
二宮高等学校	平塚市 秦野市 伊勢原市 大磯町 二宮町
伊勢原高等学校	南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町
足柄高等学校 *	開成町 小田原市 箱根町 真鶴町 湯河原町
厚木西高等学校 *	相模原市 厚木市 大和市 海老名市

綾瀬高等学校	座間市 綾瀬市 愛川町 清川村
上鶴間高等学校	
橋本高等学校	

(2) 入学者の状況

令和2年度入学者選抜より14校で特別募集を実施し、令和3年度入学者選抜では、1校において志願者が定員を超えた。

- ・ 令和2年度特別募集入学者定員294人、受検者190人、合格190人
- ・ 令和3年度 " 定員294人、受検者218人、合格215人

(3) 卒業生の進路状況

生徒の進路希望を実現し、卒業後、社会で活躍できるようキャリア教育に係る学校設定教科・科目の設置や、職場見学やインターンシップ等、体験的な学習も含めた指導を行った結果、令和2年3月及び令和3年3月の卒業生の進路状況は、進学(大学、短期大学、専門学校) 21.0%、職業訓練機関25.8%、就職37.1%、福祉サービス12.9%等となり、幅広い進路選択に結びついた。

3 課題

- ・パイロット校の取組が、卒業後の幅広い進路選択につながった実績を踏まえ、新たに指定した11校を含む14校で、インクルーシブ教育の実践をさらに推進する必要がある。
- ・できるだけ多くの生徒に高校で学ぶ機会を拡大するため、実践推進校の入学者選抜の特別募集のあり方について段階的に見直し、中学生、保護者及び中学校の教員等の関係者に周知する必要がある。

4 今後の対応

(1) 校内支援体制等の整備

インクルーシブ教育の推進のため、実践推進校各校に必要な教職員配置や、Ⅱ期で指定した実践推進校11校に施設設備の整備等を引き続き行うとともに、指導方法等についての各校の研究・実践による取組の成果を共有する。

(2) 特別募集の見直し

特別募集における課題の具体的な方策を検討するとともに、見直しを図った項目について、「中学校・高等学校進路相談連絡会」やホームページなどを通じて中学生、保護者及び中学校の教員等に周知する。

ア 中高連携事業

志願する生徒の負担を軽減するため、次のとおりとする。

【新】令和4年度入学者選抜	【旧】令和3年度入学者選抜
インクルーシブ教育実践推進校が実施する中高連携事業（ <u>学校説明・授業見学</u> ）などへの参加をとおして、高等学校での学習や生活について理解し、入学の意欲のある者	<u>志願先のインクルーシブ教育実践推進校</u> が実施する中高連携事業（ <u>学校説明会・授業見学会・学校行事等見学会</u> ）などへの参加をとおして、高等学校での学習や生活について理解し、入学の意欲のある者

イ 2次募集の実施

令和4年度入学者選抜より、教育長が必要と認める場合に、「インクルーシブ教育実践推進校特別募集」の2次募集を実施する。（新規）

Ⅶ 令和２年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査結果について

1 県立学校における体罰調査の概要

(1) 調査の目的

ア 県立学校における体罰の実態を把握し、具体的な事案に対しては適切な対応を講ずることで、児童・生徒が安全かつ安心して学校生活を送ることができる環境の整備に努める。

イ 各学校において、教職員間の体罰に関する議論や認識を深め、体罰の根絶に向けた取組を更に推進する。

(2) 調査対象

県立高等学校138校、県立中等教育学校２校、県立特別支援学校29校のすべての児童・生徒及び保護者、教職員等（外部指導者を含む）

（児童・生徒：約128,400人、教職員等：約15,900人）

(3) 調査内容

令和２年度の学校生活全般における教職員等による体罰

(4) 調査方法

ア 児童・生徒及び保護者は、次のいずれかの方法

(ア) パソコン、スマートフォン等により専用のURL又は二次元コードから回答

(イ) 学校が配付した回答用紙を県教育委員会へ郵送

イ 教職員等は、回答用紙を校長へ提出

(5) 調査対象期間

令和２年４月１日から令和３年３月31日まで

2 市町村立学校における体罰調査の概要

(1) 市町村における体罰調査

政令３市を除く30市町村で県の実施要項を参考に、各市町村教育委員会が定めた方法で、体罰の実態把握調査を行った。

(2) 調査対象

小学校329校、中学校175校、高等学校1校、特別支援学校3校のすべての児童・生徒及び保護者、教職員等
(児童・生徒：約233,600人、教職員等：約17,700人)

(3) 調査内容

令和2年度の学校生活全般における教職員等による体罰

(4) 調査対象期間

令和2年4月1日から市町村ごとに定めた調査の回答記入日まで

3 令和2年度に神奈川県内で把握されている体罰事案の状況

(1) 体罰の発生状況

本調査によって把握された案件のほか、既に県教育委員会に報告され、対応している案件を加え、次のとおり。

a 令和2年度・体罰発生件数：13件

(県立学校：9件＋市町村立学校：4件)

b そのうち、本調査で把握した件数：2件

(県立学校：2件＋市町村立学校：0件)

ア 県立学校

設置・校種 場面	令和2年度				参考	
	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計	令和元年度	平成30年度
授業中	4	0	1	5	4(4)	5(2)
部活動中	3(2)	0	0	3(2)	0	2(1)
特別活動中 (部活動以外)	0	0	0	0	1(1)	0
その他 (昼休み・放課後等)	1	0	0	1	0	2
合計	8(2)	0	1	9(2)	5(5)	9(3)

※1 括弧内の数字は体罰調査で新たに把握された体罰事案の件数(内数)

※2 過年度分は合計値

イ 市町村立学校

設置・校種 場面	令和2年度				参考	
	小学校	中学校	高等学校 特別支援学校	合計	令和元年度	平成30年度
授業中	0	0	0	0	2	5(1)
部活動中	0	1	0	1	0	0
特別活動中 (部活動以外)	0	0	0	0	0	3(1)
その他 (昼休み・放課後等)	2	1	0	3	2	7
合計	2	2	0	4	4	15(2)

※1 括弧内の数字は体罰調査で新たに把握された体罰事案の件数(内数)

※2 過年度分は合計値

ウ 総合計

場面	年度		
	令和2年度	令和元年度	平成30年度
授業中	5	6(4)	10(3)
部活動中	4(2)	0	2(1)
特別活動中 (部活動以外)	0	1(1)	3(1)
その他 (昼休み・放課後等)	4	2	9
合計	13(2)	9(5)	24(5)

※ 括弧内の数字は体罰調査で新たに把握された体罰事案の件数(内数)

(2) 調査によって新たに把握された体罰事案の概要

ア 県立学校

N0	職	校種	内容	負傷
1	教諭	高等学校	部活動指導中、正しい姿勢をとっていなかった生徒を指導した際などに、当該生徒の頭及び腰付近をたたいた。	なし
2	教諭	高等学校	部活動指導中、怪我が完治していない状態で練習に参加した生徒を指導した際、当該生徒の頭部をたたいた。	なし

イ 市町村立学校

本調査によって新たに把握された体罰事案はなかった。

(3) 体罰事案の発生状況の考察と評価

ア 事案の発生件数

- (ア) 県立学校 : 前年度 5 件が 9 件に増加
- (イ) 市町村立学校 : 前年度と同じ 4 件
- (ウ) 総合計 : 前年度 9 件が 13 件に増加

イ 場面別

(ア) 県立学校

- 授業中 : 前年度 4 件から 5 件に増加
- 部活動中 : 前年度 0 件から 3 件に増加
- 特別活動中 : 前年度 1 件から 0 件に減少
- 昼休み・放課後等 : 前年度 0 件から 1 件に増加

(イ) 市町村立学校

- 授業中 : 前年度 2 件から 0 件に減少
- 部活動中 : 前年度 0 件から 1 件に増加
- 特別活動中 : 前年度と同じ 0 件
- 昼休み・放課後等 : 前年度 2 件から 3 件に増加

ウ 考察と評価

令和 2 年度は、体罰の県内総合計件数が前年度の 9 件から 13 件に増加した。事案の背景には当該教職員等の体罰に対する認識の甘さがあり、今後も教職員等の意識改革に向けた継続的な取り組みが必要である。

その一方、本調査によって新たに把握された体罰事案は前年度の 5 件から 2 件に減少している。引き続き、体罰が発生した際の学校から教育委員会への速やかな報告を徹底する必要がある。

4 今後の対応

令和 3 年度教育委員会不祥事防止会議において新たに決定された体罰防止のための取組を実施していく。

(1) 体罰の未然防止のための環境整備

- ア 複数の教職員間で相互チェックが働く体制の整備
- イ 管理職による校内の定期的な巡視
- ウ 児童・生徒へ校内における相談窓口の周知

(2) 体罰防止リーフレットの活用の促進

「体罰防止ガイドライン」のエッセンスを抜粋し、過去の事例を掲載した体罰防止リーフレットを各所属における研修で活用

(3) 人権教育研修を実施

児童・生徒の人権を尊重した指導及び教職員の指導力の向上のため、教職員の人権感覚を高める研修を実施

VIII 「かながわ特別支援教育推進指針」（仮称）の検討状況について

1 経緯

令和3年3月2日、県教育委員会は「かながわ特別支援教育推進指針」（仮称）（以下「指針」という。）の素案を当委員会に報告した。その時点では、この指針最終案について、国が策定作業を進めている特別支援学校の設置基準の内容等を踏まえて、必要な再整理を行ったうえで、令和3年7月を目途に取りまとめることとしていた。

2 国の動向

国が令和3年5月26日に「特別支援学校設置基準」の制定案（以下「基準案」という。）を公表し、特別支援学校を設置する上で必要な最低基準が初めて示された。今後、国は、6月26日まで実施したパブリックコメントを踏まえた上で、制定する予定である。

＜指針に関わる基準案の概要＞

○特別支援学校の設置に必要な、在籍児童・生徒等の人数に応じた校舎面積及び運動場面積等を規定

○施行期日等

令和4年4月1日

ただし、施設及び設備等については、令和5年4月1日

既存校については、当分の間、なお従前の例によることができる。

基準を踏まえた整備は努力義務

3 国の基準案に基づく県立特別支援学校の現状

〈校舎面積〉 基準値に満たない学校 18校／28校

〈運動場面積〉 基準値に満たない学校 20校／28校

（病院内にある横浜南養護学校を除く）

※ 令和3年6月17日に、県内の特別支援学校を設置している各市の教育長と連名で、国に、「基準」の制定運用にあたっては地域の実情を踏まえた学校設置者の判断を尊重して対応すること及び財政支援を要望

4 指針策定に向けた、今後の対応

今後、国の設置基準が確定次第、既存の学校の対応方向も盛り込み、再整理した指針素案の「修正版」を9月を目途にとりまとめる。その後、パブリックコメントを実施したうえで、12月には、指針を策定すべく取り組む。

5 今後の予定

令和3年9月 指針素案「修正版」 文教常任委員会報告

10月～11月 指針素案「修正版」 パブリックコメントの実施

12月 指針最終案 文教常任委員会報告

指針策定

県立特別支援学校の状況<設置基準(案)を基に算出した校舎・運動場面積>

(網掛けの数値は、設置基準(案)を満たしていない)

番号	校名	校舎 (㎡)			運動場 (㎡)		
		現状の面積	基準面積	過不足面積	現状の面積	基準面積	過不足面積
1	平塚盲学校	5,428	1,997	3,431	2,817	3,600	▲ 783
2	平塚ろう学校	10,413	3,350	7,063	5,863	3,600	2,263
3	鶴見養護学校	5,638	8,835	▲ 3,197	2,200	3,600	▲ 1,400
4	保土ヶ谷養護学校	7,252	8,453	▲ 1,201	4,075	3,600	475
5	みどり養護学校	5,608	7,119	▲ 1,511	2,644	3,600	▲ 956
6	瀬谷養護学校	8,489	9,301	▲ 812	7,399	3,600	3,799
7	三ツ境養護学校	9,318	7,573	1,745	3,462	3,600	▲ 138
8	中原養護学校	7,678	7,987	▲ 309	2,120	3,600	▲ 1,480
9	高津養護学校	5,682	7,485	▲ 1,803	1,706	3,600	▲ 1,894
10	武山養護学校	6,367	6,732	▲ 365	1,150	3,600	▲ 2,450
11	平塚養護学校	8,440	8,704	▲ 264	3,054	3,600	▲ 546
12	湘南養護学校	4,990	5,383	▲ 393	1,712	3,600	▲ 1,888
13	鎌倉養護学校	7,598	8,404	▲ 806	1,033	3,600	▲ 2,567
14	藤沢養護学校	5,863	6,911	▲ 1,048	3,700	3,600	100
15	小田原養護学校	6,812	8,984	▲ 2,172	3,042	3,600	▲ 558
16	茅ヶ崎養護学校	7,115	8,405	▲ 1,290	4,468	3,600	868
17	相模原養護学校	6,427	5,898	529	2,921	3,600	▲ 679
18	秦野養護学校	5,191	6,230	▲ 1,039	525	3,600	▲ 3,075
19	伊勢原養護学校	5,847	5,864	▲ 17	2,836	3,600	▲ 764
20	座間養護学校	7,789	7,298	491	2,036	3,600	▲ 1,564
21	津久井養護学校	3,440	2,393	1,047	1,967	3,600	▲ 1,633
22	麻生養護学校	8,422	9,077	▲ 655	3,115	3,600	▲ 485
23	金沢養護学校	8,883	10,072	▲ 1,189	2,214	3,600	▲ 1,386
24	岩戸養護学校	9,216	4,581	4,635	19,043	3,600	15,443
25	相模原中央支援学校	10,280	10,479	▲ 199	4,830	3,600	1,230
26	横浜ひなたやま支援学校	5,714	3,797	1,917	4,618	3,600	1,018
27	えびな支援学校	8,960	8,067	893	800	3,600	▲ 2,800
28	あおば支援学校	10,262	3,812	6,450	2,218	3,600	▲ 1,382

*令和2年5月1日現在の在籍者数で算出

*病院内設置の横浜南養護学校を除く

[県教育委員会調べ]